

山梨県立やまなしパラスポーツセンター 指定管理者募集等に関する質問への回答

令和6年8月7日 スポーツ振興課

No.	質問内容	回答
1	<p>現場見学会において「体育館フロアの様子を確認できるカメラの設置を予定されていない」という説明がありましたが、限られた人員での管理運営が想定される中で安全面や円滑な運営に際してカメラの設置を検討していただけますでしょうか。</p>	<p>体育館に監視カメラを設置します。</p>
2	<p>体育館内でフットサル利用は可能でしょうか。</p>	<p>フットサルは想定していないため、ラインやゴールなどの用具はありませんが、利用することは可能です。</p> <p>ただし、体育館入り口が自動ドアであったり、防護壁材でなかったりするため、利用場所の制限や防球マットの設置等、利用に向けて県との協議が必要となります。</p>
3	<p>資料3-1 施設の維持に関する業務（予定） 清掃業務の日常業務において、資機材等を洗う場所（SK）が参考資料2施設の平面図より読み取れませんが、設置はございますか？設置がない場合、同様な設備は保有されておりますか？</p>	<p>男子トイレ・女子トイレ・男子洗面室・女子洗面室の清掃用具入に洗う場所を設置します。</p>
4	<p>資料3-1 施設の維持に関する業務（予定） 清掃業務の日常清掃の特別清掃において、床材の材質によりメンテナンス方法が変わってきます。材質とその材質の使用㎡をご教示ください。</p>	<p>材質と使用㎡は、以下となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンポジションビニル床タイル：102.45 ㎡ ・屋内スポーツ用長尺弾性塩ビシート：1071.24 ㎡ ・複層ビニル床シート：136.78 ㎡ ・複層ビニル床シート（防滑仕様）：292.46 ㎡ ・複層ビニル床シート（浴室用、防滑仕様）：47.32 ㎡ ・モルタル金ごて仕上げ：82.17 ㎡
5	<p>資料3-1 施設の維持に関する業務（予定） 清掃業務の日常清掃の特別清掃において、硝子清掃等が2回／年と記載されております。高所ロープ作業等が必要かどうか判断するため、建物の立面図をご開示いただけますでしょうか？</p>	<p>資料6を参照してください。</p>

6	資料3-1 施設の維持に関する業務（予定） 警備業務の機械警備の機械警備設置会社をご教示ください。	機械警備業務を第三者に委託する場合、指定管理者が機械警備業者を選定してください。なお、警備業務を第三者に委託する場合は、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。
7	資料3-1 施設の維持に関する業務（予定） 点検、検査等の電気設備点検ですが、契約電気の容量をご教示ください。	高圧受電設備は、設備容量100kVA、契約電力75kWとなっています。
8	資料3-1 施設の維持に関する業務（予定） 消防設備点検ですが、備考に記載されている機器の設置台数をご教示ください。 (例：自動火災報知器○台)	機器の設置台数は、以下となります。 【電気】 誘導灯12台、自動火災報知機59台（うち、高所設置台数：アリーナ16台、南北倉庫天井内2台の計18台）、光警報設備26台 【機械】 消火水槽1基、消火ポンプユニット1台、補助加圧ポンプユニット1台、露出型簡易操作性1号消火栓箱（総合型）3個、消火器7個
9	施設の維持に関する業務として、遊離残留塩素測定とありますが、給水設備の概要をご教示ください（例：直結方式）。その際、受水槽の設置がある場合、容量をご教示ください。	直結給水方式となります。
10	施設の維持に関する業務として、当施設より排出される事業系一般廃棄物の取扱についてご教示ください。（事業系一般廃棄物となり、収集運搬業者及び処分に関して市町村の許可を持つものが必要となる為）	事業系一般廃棄物の取扱については、指定管理者で設定してください。
11	施設の維持管理に関する業務として、記載の無い維持管理業務が発生した場合、別途費用と考えると宜しいでしょうか。	維持管理業務は、記載のない業務も含めて、委託料の基準額94,160千円の範囲内でお願います。 ただし、施設・設備・備品の損傷等、県で対応することもありますので、募集要項の「第3募集の内容、4 責任分担」をご確認ください。
12	植栽業務に関して範囲と具体的な仕様内容をご教示頂けませんでしょうか。	植栽業務の範囲は、ホームページ「山梨県立やまなしパラスポーツセンターに係る指定管理者の募集」の「資料1：配置図」に赤色で示されている範囲となります。 内容は「山梨県立やまなしパラスポーツセンター管理運営業務の内容及び基準」に示されているように、敷地内の草刈り等となります。た

		だし、樹木に関しては、隣接する敷地を管理している山梨県立青少年センターが行います。
13	<p>募集要項 P15 9 不可抗力発生時の対応</p> <p>パラスポーツセンターは、災害時の緊急避難所及び避難所と指定されているという認識でよろしいでしょうか。また、避難場所、避難所となった場合、指定管理者としての責任と義務はどのような内容になりますか。</p>	<p>やまなしパラスポーツセンターは、災害時の緊急避難所及び避難場所には、指定されていません。</p>
14	<p>管理運営業務の内容及び基準 P5</p> <p>⑨防火・防災業務</p> <p>危機管理体制の構築・行動マニュアルは、山梨県有施設で統一されている基本体制、マニュアルのようなものがありますか？ない場合は、指定管理者の責任の下、ゼロから独自に作成することよろしいですか。</p>	<p>危機管理体制に関する県で統一された基本体制やマニュアルはありませんので、指定管理者が他施設を参考に作成をお願いします。</p>
15	<p>管理運営業務の内容及び基準 P3 (3) パラスポーツの普及に関する業務基準①(ア)</p> <p>年間 24 回以上の催し・講座に参加対象者は、障害者の方に限定されますか？</p>	<p>障害者のスポーツ参加を促進するため、障害者に限定した事業をお願いします。</p>
16	<p>募集要項 P15 6 保険への加入 (2) 保険内容</p> <p>対物賠償が 1 事故につき 5,000 千円以上となっておりますが、「資料 3-2」の記載は、1 事故につき 5 千万円となっております。どちらが正しい金額かをご教示ください。</p>	<p>対物賠償は、1 事故につき 5,000 千円以上となります。</p>
17	<p>施設利用者が大会やイベント開催等の利用時において、施設内へ広告掲出を希望された場合の可否はどのような判断になりますか。</p>	<p>施設の設置目的に合致しており、パラスポーツの普及に関することに資することを目的としている場合は掲出可能です。ただし、県に計画書を提出していただき、内容を確認の上、判断することになります。</p> <p>なお、看板等の設置については、施設の目的外であるため、目的外使用許可の手続きが必要になります。</p>
18	<p>パラスポーツセンター設置及び管理条例には、施設における禁止行為や制限行為の条文が記載ないのですが、条例に定められていないという理解になりますでしょうか。</p>	<p>その理解で結構です。</p> <p>指定管理者が県と協議をする中で、必要に応じて禁止行為等を設定してください。</p>